

もくじ 目次

はじめに

I せいかつ し か た 生活の仕方

- 1 せいかつ
生活のきまり
- 2 けんこうしんだん しんさつ
健康診断・診察
- 3 うんどう
運動
- 4 にゅうよく
入浴
- 5 せんたく
洗濯
- 6 き り は つ めんぼう ひげそ
つめ切り・理髪・綿棒・髭剃り
- 7 いる い にちようひん とりあつか た い よ しきゅう さ し い こうにゅう
衣類や日用品の取扱い（貸与・支給・差入れ・購入など）
- 8 かね とりあつか
お金の取扱い
- 9 と し ょ しんぶん
図書・新聞
- 10 しゅうきょうきょうかい
宗教教誨
- 11 めんかい
面会
- 12 つきそいにんとうめんかい
付添人等面会
- 13 て が み
手紙など
- 14 でんわ
電話について
- 15 しょうねんかんべつしよ せいかつ くじょう
少年鑑別所の生活で苦情があるとき
- 16 しょくいん そうだん
職員に相談したいことがあったとき
- 17 せいかつ うえ ところ
生活する上で心がけること
- 18 しょうねんかんべつしよ し さ つ い い ん かい
少年鑑別所視察委員会

Ⅱ しょうねんかんべつしょ 少年鑑別所せいかつでの生活

- 1 しゅうかん 1週間せいかつひょうの生活表
- 2 にち 1日せいかつの生活ながの流れ
- 3 にっき 日記・ノート
- 4 さいがいじ 災害時こうどうの行動
- 5 こくみんねんきん 国民年金こうてきねんきん（公的年金）せいど制度について
- 6 せんきょ 選挙ふざいしゃとうひょう（不在者投票）について

はじめに

あなたは、少年院で矯正教育を受けていますが、今回、次の理由によって、少年鑑別所に入所しました。どの理由によるかは、職員が説明します。

理由1 収容鑑別を行うため（心理テストなどを行います。）

理由2 院外矯正教育、社会復帰のための支援、葬式出席等のため

理由3 少年院在院者の保護移送など（仮退院など）のための仮収容

少年鑑別所での収容期間は、それぞれの理由、目的によって変わります。

目的が終われば、速やかに退所します。

さて、これから少年鑑別所での生活が始まります。この「生活のしおり」をよく読んで、ルールを守って、規則正しい生活をしましょう。分からないこと、困ったことなどがあれば、遠慮なく職員に尋ね、相談してください。

I 生活の仕方

1 生活のきまり

社会にきまり（法律）があるように、少年鑑別所にも守らなければならないいきまり（規則）があります。まずは、次に示す＜生活のきまり＞をよく読んで覚え、これを守って、気持ちよく落ち着いた生活をするようにしましょう。

＜生活のきまり＞

- ほかの人に暴力を振るったり、暴力を振るってけがをさせたりしないこと。
- ほかの人を脅したり、脅して要求ごとをしたりしないこと。
- かけ事やそれに似たようなことをしないこと。
- ほかの人の持ち物を盗んだりしないこと。
- 面会や手紙を利用して、上記の行為をしたり人に頼んだりしないこと。
- その他、法律に触れるような行為をしないこと。
- ほかの人とけんかや口論をしないこと。
- ほかの人の言葉を傷つけたり、いじめたり、ばかにしたりしないこと。
- 大きな物音をたてたり、大声で騒いだり、歌を歌ったり、口笛を吹いたりしないこと。
- 人が嫌がることをしたり、言ったりしないこと。
- 自殺しようとしめないこと。
- 自分の体を傷つけたり（ピアス穴にものを入れることを含む。）、入れ墨を入れたり（ボールペンで体にメモや落書きをすることを含む。）、カミソリでひげ以外の毛をそったり、髪やまゆ毛を抜いたりしないこと。
- 理由もなく食事をとるのを拒否しないこと。
- 食べ物や飲み物以外の物を食べたり飲んだりしないこと。
- 職員の指示に従わないなど、勝手な振る舞いをしたりしないこと。
- 職員にしつこく言い寄ったりして、困らせないこと。
- うその申出をしないこと。
- 少年鑑別所の設備にいたずらをしないこと。

- 19 逃げようとしたり、逃げる計画を立てたりしないこと。
- 20 部屋の設備や借りている物を壊したり（ノートやプリントを破ること、貸与されたパソコン等のデータを削除したり、変更することを含む。）、分解したり、汚したりしないこと。
- 21 面会・手紙以外の手段で外の人と連絡をとったり、とろうとしたりしないこと。
- 22 危険なものを居室内に持ち込んだり、それを用いて建物を壊したり、ほかの人に危険を及ぼすようなことはしないこと。
- 23 火を起こしたり、有毒なガスを発生させないこと。
- 24 ものをまき散らして部屋の中を汚したり、落書きをしたりしないこと。
- 25 健康診断を拒否したり、必要な診療を拒否したりしないこと。
- 26 みだりにほかの人の身体に触れる行為やわいせつな行為、ほかの人に性的な行為をしないこと。
- 27 ものを隠し持たないこと（食事で出されたものを食器回収時に提出せず、その後も持っておくことも含む。）。
- 28 許可なく、ものを製作しないこと（消しゴムのカスを丸めたものを作ったり、貼り絵用の色紙で折り紙を折ることを含む。）。
- 29 自分の持ち物や少年鑑別所から借りた物を、ほかの人と交換したり、貸し借りしたりしないこと。
- 30 自分の持ち物や少年鑑別所の物を、許可を得ずに勝手に捨てないこと。
- 31 食事や菓子を、ほかの人と交換したり、ほかの人に与えたりしないこと。
- 32 ほかの人にプライバシーに関わること（住所・電話番号・審判日・事件のこと・地元のこと・家族のこと・友人のことなど）を聞いたり、教えたりしないこと。
- 33 会話が禁止されている場面で、理由もなくほかの人と会話をしないこと。
- 34 決められた場所から勝手にいなくならないこと。

35 ほかの部屋の人と窓越しに話したり、呼びかけたり、合図をしたり、紙切れなどで連絡を取り合ったりしないこと。

36 廊下を歩く際、ほかの部屋をのぞかないこと。

37 自分の手紙をほかの人に書かせないこと。

38 寝ていい時間帯や横になっていい時間帯以外に、寝転がらないこと。

39 決められた点呼を受ける位置や、布団を敷く位置、居室の中の物の位置を勝手に変えないこと（点呼の位置、布団を敷く位置は、「Ⅱ 2 一日の生活の流れ」に書いています。）。

40 その他、ほかの人に迷惑をかけるような行為をしないこと。

41 ほかの人に、これらのきまりを破るようそそのかしたり、破ることを手伝ったりしないこと。

以上のことを守れなかったときは、規則違反があったかどうかを調査します。そして、違反があった場合には、二度とそのようなことをしないための手立てをとることがあります。また、ほかの人（職員を含む。）にけがをさせた場合は、新たな事件として取り扱われることがあります。

2 健康診断・診察

おおむね入所したその翌日に、医師による健康診断を行います。今までのけがや病気のこと、現在のけがや病気のことについてきちんと説明しましょう。

具合が悪いときなどは、診察を申し出ましょう。また、具合が悪そうなどときには、医師からの指示により、診察を受けてもらうことがあります。費用はかかりません。

入所前にあなたを診察してくれていた医師の診療を受けたい場合には、認められる場合がありますので、寮もしくは医務課の職員に相談しましょう。

< 薬が出されたとき >

薬が出されたときは、食後や寝る前など、使用する時間になったら職員が部屋まで持って行きます。職員から薬をもらってください。

飲み薬は、口に入れたら、まず飲み込む前に薬がきちんと口の中にあるかを職員に見せます。次に飲み終わったら、口を開け、舌を上げて、薬が口の中に残っていないかを職員に見せます。最後に、コップに薬が残っていないかを見せます。

3 うん どう 運 動

うんどう　　へ　や　そと　おこな　うんどう　しつがいうんどう　　へ　や　なか　おこな　うんどう　しつない
運動には、部屋の外で行う運動（室外運動）と、部屋の中で行う運動（室内運動）の2種類があります。

（1）部屋の外で行う運動（室外運動）

へ　や　そと　おこな　うんどう　しつがいうんどう　　へいじつ　おこな
部屋の外で行う運動は、天気の良い平日はグラウンドで行います。

つか　　ばあい　　しつ　おこな
グラウンドが使えない場合には、レクリエーション室で行います。

へ　や　そと　おこな　うんどう　さんか　きぼう　ひと　とうじつ　あさ　ごぜん　じ
部屋の外で行う運動への参加を希望する人は、当日の朝（午前8時
ぶんころ　きぼう　き　もう　で
30分頃）に希望を聞きますので、そのときに申し出ましょう。ただし、
きぼう　てんこう　た　じじょう　とうじつじっし
希望をしても天候やその他の事情で、当日実施できないこともあります。

へ　や　そと　おこな　うんどう　ひと　いっしょ　おこな　しよくいん
部屋の外で行う運動は、ほかの人と一緒に行うことができるので、職員
し　じ　したが　さんか　したが　さんか
の指示にきちんと従って参加しましょう。従えないときは、参加できな
ばあい
い場合もあります。

（2）部屋の中で行う運動（室内運動）

へ　や　なか　おこな　うんどう　しつないうんどう　　じしゅてき　おこな　さんか
部屋の中で行う運動（室内運動）は自主的に行うものです。参加す
ばあい　しよくいん　もう　で　ひつよう
る場合に職員に申し出る必要はありません。

ほうそう　なが　あいだ　がめん　うご　あ　からだ　うご
ビデオ放送が流れている間は、画面の動きに合わせて体を動かすほ
うでた　ふ　ふっきんうんどう　おこな
か、ストレッチ、腕立て伏せ、腹筋運動を行うことができます。なお、
ほうそう　なが　じかん　たんじかん　からだ
ビデオ放送が流れていない時間であっても、短時間であれば、体をほぐ
くび　うで　まわ　せの
すためなどに、首や腕を回したり、背伸びをしたりすることができます。
へ　や　がくしゅう　どくしょ　ひと　おと
ただし、ほかの部屋には学習や読書をしている人もいますので、音や
しんどう　うんどう　まわ　めいわく
振動をとまなう運動はひかえて、周りの迷惑にならないようにしましょ
う。

4 入浴

体を清潔に保つために、次のとおり、決められた日には入浴を行います。
健康上の理由で、入浴が禁止されている場合などを除き、必ず入浴しましょう。

体調がすぐれない人は、無理をせず職員に申し出ましょう。

(1) 入浴日

月曜日、水曜日、金曜日です。水曜日は、温水シャワー浴を実施します。なお、気候に応じて変更することがあります。

(2) 入浴時間

約20分間（着替えの時間を含む。）です。ただし、事情があつて短くなる場合もあります。

(3) 持ち物

- ① パンツ、シャツ等の着替え類
- ② タオル、バスタオル
- ③ シャンプー、リンス、石けん、シェービングクリーム
- ④ 入浴用スポンジ又はあかすりタオル

(4) 浴槽につかる入浴の仕方（男子の場合）

- ① 浴室に入ったら、まず身体や髪を洗います。シャワーを使うときは、周りの人にお湯が掛からないように座って使いましょう。
- ② カミソリを使いたい人は、入浴場に入ったら脱衣かごに入っている番号の書いた札を職員に渡し、カミソリを受け取りましょう。カミソリを受け取ったら体を洗う前にひげをそりましょう。絶対にひげ以外の部位をそってはいけません。カミソリを使用したら速やかに職員に返却しましょう。
- ③ 石けんやシャンプーをよく洗い流してから、浴槽に入ります。浴槽に入るときは温度を確かめて、やけどをしないように気をつけましょう。
- ④ 浴槽から出たら、まず洗い場で椅子に座ったままタオルで体についた水滴をよく拭いてから脱衣所に上がります。そのときには使っていた

い す せんめんき あら もと い ち もと
椅子と洗面器を洗って元の位置に戻しておきましょう。

5 洗濯

(1) 少年鑑別所が貸与する（貸し出す）衣類等の洗濯

少年鑑別所が貸与する（貸し出す）衣類や寝具類は、少年鑑別所で定期的に洗濯をします。入浴時に提出するものと休日に提出するものがありますので、職員の指示に従って提出し、洗濯されたものを受け取りましょう。

(2) 私物衣類の洗濯

私物の衣類（少年鑑別所が貸したのではない衣類）も洗濯できるものがあります。

(3) その他の洗濯

① 部屋内での洗濯

部屋にある石けんと洗面器を使い、汚れた水は洗面所に流します。洗濯したものは部屋の物干しに掛けて干しましょう。教育ビデオ視聴時（休日のみ）、安静時間、自発学習時にはみんなが静かにしている時間なので、洗濯をしてはいけません。

② クリーニング業者に依頼する洗濯

職員に相談しましょう。代金は、原則として自己負担（領置金から支払う）となります。

(1) つめ^き切り

(2) ちょうはつ 調髪

・スポーツ刈り^が

- (3) めんぼう 綿棒

(4) ひげそり (電池式カミソリ) (男子のみ)

少年鑑別所で購入をした電池式カミソリのみ、入浴日の午前中に
室内で使うことができます。使用時以外は、寮の職員が預かっている
ので申し出ましょう。

7 衣類や日用品の取扱い（貸与・支給、差入れ・購入など）

所内生活に必要な衣類、寝具、日用品等は全て少年鑑別所が用意します。
入所時に、持ってきた荷物やお金は、少年鑑別所で預かりますが、これらは少年鑑別所から出るときに返します。

なお、希望すれば、自分が持ってきたものを使用することができたり、家族の人などに差し入れてもらったり、自分で買ったりできるものがあります。

- （１）少年鑑別所が貸与する（貸し出す）ものや支給する（与える）もの
少年鑑別所では、日常生活に必要なものを貸与、又は支給しています。
貸与するものと支給するものは次のとおりです。

ア 衣類・寝具

くぶん 区分	ひんめい 品名	すうりょう 数量	てき 摘	よう 要
衣 類	ながそでじょうい 長袖上衣	1		
	はんそでじょうい 半袖上衣	2	かき 夏季	かき に限る。
	ジャージ じょうい 上衣	1		
	ベスト	1	とうき 冬季	かき に限る。
	ズボン	1		
	はん 半ズボン	1	かき 夏季	かき に限る。
	パンツ	3	だんし 男子	かき に限る。
	ショーツ	3	じょし 女子	かき に限る。
	せいりょう 生理用ショーツ	2	じょし 女子	かき に限る。

くぶん 区分	ひんめい 品名	すうりょう 数量	てき 摘	よう 要
衣 類	はんそでしたぎ 半袖下着シャツ	4		
	ランニングシャツ		かき 夏季	だんし 男子に限る。
	ながそでしたぎ 長袖下着シャツ		とうき 冬季	かき に限る。
	キャミソール		かき 夏季	じょし 女子に限る。
	ズボン ^{した} 下	2	とうき 冬季	かき に限る。
	ブラジャー	3	じょし 女子	かき に限る。
	くつした 靴下	3	とうき 冬季のみ、記載の	きさい 数量とは別
	パジャマ ^{うえ} （上・下）	1 ^{くみ} 組	すうりょう 数量	べつ に、極厚靴下1足を貸与しま
	ぼうかん ^い 防寒衣	1	とうき 冬季	かき に限る。
	うんどう ^い （上・下） 運動衣	1	うんどう ^じ 運動時	かき に限る。
	ぼうし 帽子	1	うんどう ^じ 運動時	かき に限る。
寝 具	かけふとん 掛布団	1	かき 夏季	いがい 以外
	しきふとん 敷布団	1		
	もうふ 毛布	2	かき 夏季	まい 1枚
	タオルケット	1		
	まくら	1		
	しきふとん 敷布団カバー（シーツ）	1		
	かけふとん 掛布団カバー	1	かき 夏季	いがい 以外
	まくらカバー	2		

イ 日用品

くぶん 区分	ひんめい 品名	すうりょう 数量	てきよう 摘要	た い よ ま た し き ゅ う 貸与又は支給の べつ 別	
				た い よ 貸与	し き ゅ う 支給
日用品 にちようひん	がみ ちり紙	てきりよう 適量	すいようせい かぎ 水溶性に限る。		○
	は 歯ブラシ	1			○
	はみが 歯磨き	1			○
	せっ 石けん	1			○
	せっ ようき 石けん容器	1		○	
	シャンプー	てきりよう 適量			○
	リンス	てきりよう 適量	リンスインシャンプー ふく を含む。		○
	タオル	2		○	
	くし	1	ブラシをふく を含む。	○	
	かみど 髪止めゴム	2	ちようはつ ざいしよしゃ かぎ 長髪の在所有者に限る。	○	
	るい クリーム類	一	きほうしや てきりよう 希望者に適量		○
	カミソリ	1	げんそく にゆうよく し 原則として入浴時に た い よ 貸与	○	
	せいりようひん 生理用品	1	じよし かぎ にんさんぶようぐ 女子に限る。妊産婦用具 ふく を含む。		○
	しょつき 食器	ひつようりよう 必要量		○	
	はし 箸	くみ 1組		○	
	はしろうき 箸容器	1		○	
	コップ	1		○	
	さぶとん 座布団	1		○	
	サンダル	くみ 1組		○	
	うんどうぐつ 運動靴	くみ 1組	うんどう し かぎ 運動時に限る。	○	

ウ がくようひん
学用品

くぶん 区分	ひんめい 品名	すうりょう 数量	てきよう 摘要	た い よ ま た し き ゅ う 貸与又は支給の べつ 別	
				た い よ 貸与	し き ゅ う 支給
学用品 がくようひん	かくしゅきょうざい 各種教材	ひつようりょう 必要量		○	
	ボールペン	1	くろいろ かぎ 黒色に限る。	○	
	け 消しゴム	1		○	
	シャープペンシル	1	か しん ふく 替え芯を含む。	○	
	したじ 下敷き	1		○	
	ふでい 筆入れ	1		○	
	じょうぎ 定規	1	ぶんとき ふく 分度器を含む。	○	
	ノート	1		○	

エ しつないそうしよくひん た
室内装飾品・その他

くぶん 区分	ひんめい 品名	すうりょう 数量	てきよう 摘要	た い よ ま た し き ゅ う べつ 貸与又は支給の別	
				た い よ 貸与	し き ゅ う 支給
装飾品 そうしよくひん	かびん 花瓶	1	かん ご しょうじょうてきとう はんだん 観護処遇上適当と判断し ばあい かぎ ひとり た場合に限り、一人につ き、1点に限る。	○	
	かんようしよくぶつ 観葉植物	1	かん ご しょうじょうてきとう はんだん 観護処遇上適当と判断し ばあい かぎ ひとり た場合に限り、一人につ き、1点に限る。 じんこうぶつ ふく 人工物を含む。	○	
	しゃしん た 写真立て	1	かん ご しょうじょうてきとう はんだん 観護処遇上適当と判断し ばあい かぎ ひとり た場合に限り、一人につ き、1点に限る。	○	
	ぬいぐるみ	1	かん ご しょうじょうてきとう はんだん 観護処遇上適当と判断し ばあい かぎ た場合に限り。	○	

その他	てぶくろ 手袋	くみ 1組	かん ご しょうじょうてきとう はんだん 観護処遇上適当と判断し ばあい かぎ た場合に限る。	○	
-----	------------	----------	--	---	--

(2) 持ち込み品・差入品について

入所してきたときに自分で持ち込んだ私物を、部屋の中で使うことができる場合があります。

面会のできる人（例えば、家族）などから差し入れられたものを使用することもできます。差し入れがあってから、あなたに届くまでには、手続きがいりますので、時間がかかり、場合によっては、翌日以降になることがあります。なお、差し入れをした人によっては、差し入れられたものを使用できないことがありますので、詳しくは、職員に聞きましょう。

持ち込んだものや差し入れられたもののうち、部屋で使用できるものは次の別表のとおりとなります。この別表にあるものは、入所のときに一旦預けて、あとで使うことができますので、自分のものを使用したい場合には、入所の手続きのあとに申し出ましょう。

ただし、別表の中にあっても、少年鑑別所の中で使用することが不適当なものなどは、使用できないこともあります。

- ① 医療用品（薬品類等）の使用については、医師の許可が必要です。
- ② メガネ、コンタクトレンズ等の補正用具は、著しく高価であるもの、又は色付きや華美なものについては、使用することができません。
- ③ 図書も私物を持ち込むことができます。詳しいことは「9 図書・新聞」のところで説明します。
- ④ 図書やノートについては、書き込みがあると許可されない場合もあります。
- ⑤ 数量は、居室内で持てる最大の数です。入所したときに持ち込んだ数と差し入れられた数と購入した数を合わせたものになります。

(3) 持ち込み品、差入品の管理

寮の中で私物を使用するときは、次のようにしましょう。

- ① 切手、はがきやミニレターは、お金に代わるものですから、なくさないように職員が預かります。使用するときには申し出ましょう。

- ② カミソリ、切手やはがき以外の私物は、原則として部屋の中に持ち込むことができます。部屋の中では、プライベートボックス(共同室のみ)又はロッカーの中や整理棚の上に整理して置きましょう。
- ③ 面会が許可された人以外からの差入れ品は、許可されない場合があります。

(4) 購入(買い物)について

- 少年鑑別所の中では、業者から購入(買い物)できるものがあります。購入できるものは別表のとおりです。支払いは、入所したときに預けたお金や、家族から差し入れられたお金の中から差し引きます。
- ① 毎週水曜日に注文を取ります。申込書は必ずボールペンで書きましょう。申し込んだものは、金曜日に配布します。
- ② 木曜日又は金曜日が、祝日(休日)に当たる場合は、購入申込み日を変更する場合があります。
- ③ 木・金・土・日曜日に新しく入所した人には、その週の日曜日に、封筒・便箋・郵券類(切手・はがき・郵便書簡等)に限り、購入の申込みを受け付けます。
- ④ 数量は、居室内で持てる最大の数です。入所したときに持ち込んだ数と差入れの数と購入の数を合わせたものになります。
- ⑤ 食料品については、指定された業者から、弁当を購入することができます。購入できるのは、月曜日から金曜日までの夕食です。購入を希望する人は、毎週日曜日に、次の水曜日から火曜日(休日は除く。)の注文を取りますので、申し出ましょう。食料品を購入した場合は、少年鑑別所からの給食は支給しません。
- ⑥ 図書・新聞の購入については、「9 図書・新聞」に書いています。

ベッぴょう
別表

	ひんもく 品目	すうりょう 数量	けいゆう 携有	さしいれ 差入	こうにゅう 購入	てきよう 摘要
衣 類	パンツ	3	○	○	○	だんし かぎ 男子に限り ます。 はだ きょくたん ろしゅつ 肌が極端に露出するもの また か び ふ か 又は華美なものは不可
	ショーツ	3	○	○	○	じょし かぎ 女子に限り ます。 はだ きょくたん ろしゅつ 肌が極端に露出するもの また か び ふ か 又は華美なものは不可
	せいりょう 生理用ショーツ	2	○	○	○	じょし かぎ 女子に限り ます。 はだ きょくたん ろしゅつ 肌が極端に露出するもの また か び ふ か 又は華美なものは不可
	ズボン ^{した} 下	2	○	○		じょし ふく 女子はタイツを含みます (タイツについては、白、 ベージュ、紺、黒系の無地 の ^{かぎ} ものに限り ます。)
	はんそでした き 半袖下着シャツ	4	○	○	○	じょし ふく 女子はキャミソールを含 みます。無地に限り ます。
	ランニングシ ャツ		○	○	○	
	ながそでした き 長袖下着シャツ		○	○	○	む じ かぎ 無地に限り ます。
	ブラジャー	3	○	○		じょし かぎ 女子に限り ます。 はだ きょくたん ろしゅつ 肌が極端に露出するもの、 か び きんぞくぶひんふぞく 華美なもの、金属部品付 属のもの、ワイヤー入 り、紐 が外れる、チューブトッ プ 又はストラップが取り外 せるものは不可
	くつした 靴下	3 ^{そく} 足	○	○	○	

	ひんもく 品目	すうりょう 数量	けいゆう 携 有	さしいれ 差 入	こうにゅう 購 入	てきよう 摘要
食料品等	べんとう 弁当	かく 各 1			○	へいじつ ゆうしょく こうにゅう 平日の夕食のみ。購入した ばあい しょうねんかんべつしょ 場合は、少年鑑別所から しょくじ しきゅう 食事の支給はしません。
	いんりょう 飲料(ジュース るい 類)	1			○	いんしょく しょくいん してい 飲食は職員が指定した じかん かぎ 時間に限ります。
	かし 菓子	4			○	いんしょく しょくいん してい 飲食は職員が指定した じかん かぎ 時間に限ります。
装飾品	せいか 生花	1		○		ひつよう おう ひとり 必要に応じて、一人につき、 てん 1点まで
	しゃしんだ 写真立て	1			○	ひつよう おう ひとり 必要に応じて、一人につき、 てん 1点まで
日用品等	タオル	2	○	○	○	おおむね 35cm×85cm い か かぎ 以下に限ります。
	ハンカチ	1	○	○	○	ハンカチタオルをふく 含みます。
	せっ 石けん	1	○	○	○	こけい かぎ けい 固形のものに限ります。携 ゆう さし い いりょうじょうひつよう 有、差入れは医療上必要と みと 認められた場合に限ります。
	せっ 石けん容器	1	○	○	○	
	シャンプー	1		○	○	みかいふう かぎ 未開封のものに限ります。 さし い いりょうじょうひつよう みと 差入れは医療上必要と認 められた場合に限ります。
	リンス	1			○	
	くし	1	○	○	○	ふく きんぞくせい ブラシを含みます。金属製 ふ か は不可
	ヘアピン	1			○	じょし かぎ かぎ 女子に限ります。飾りのな いものに限ります。

	ひんもく 品目	すうりょう 数量	けいゆう 携有	さしいれ 差入	こうにゅう 購入	てきよう 摘要
日用品等 にちようひんとう	かみど 髪止めゴム	5	○	○	○	かざつ 飾り付けされていないもの に限りです。シュシュは ふか 不可
	かみそり	1			○	だんしかぎこうにゅう 男子に限り購入でき、きわ ぞり刃はなく、電池式のも でんちふそくひんふく のです。電池、付属品を含 みます。
	は 歯ブラシ	1	○	○	○	
	は 歯ブラシケース	1	○	○		は 歯ブラシキャップをふく 含みます。
	はみが 歯磨きチュー ブ	1		○	○	さしいいりようじょうひつよう 差入れは医療上必要と認 められた場合に限りです。 ばあい かぎ
	がみ ちり紙	ひつようすう 必要数			○	すいようせい 水溶性に限りです。 かぎ
	クリーム類 (リップクリーム)	1			○	ちやくしよく 着色できるものはふか 不可
	クリーム類 (手肌用クリーム)	1			○	
	せいかんざい 制汗剤	1			○	しき スプレー式のものはふか 不可
	けしょうすいるい 化粧水類 (乳液)	1			○	
	けしょうすいるい 化粧水類 (化粧水)	1			○	
	せいりようひん 生理用品	ひつようすう 必要数		○	○	じょしかぎ 女子に限りです。おりもの シートや妊娠婦用具(さしい 差入 れに限りです。医療上必要 と認められた場合に限りま す。)をふく 含みます。未開封の かぎ ものに限りです。
	めんぼう 綿棒	1			○	

	ひんもく 品目	すうりょう 数量	けいゆう 携有	さしいれ 差入	こうにゅう 購入	てきよう 摘要
学用品等 がくようひんとう	えんぴつ 鉛筆	1	○	○		かざとう 飾り等のないものに限りま す。
	け 消しゴム	1	○	○	○	
	シャープペンシル	1	○	○	○	か しん ふく 替え芯を含みます。替え芯は くろ 黒（0.5mm）に限りま す。
	ボールペン（黒）	1	○	○	○	か しん ふく 替え芯を含みます。
	ボールペン（赤）	1	○	○	○	か しん ふく 替え芯を含みます。
	けいこう 蛍光ペン	2	○	○	○	いろ きいろ 色は黄色、ピンクに限りま す。
	じょうぎ 定規	1	○	○		なが い か 長さ18cm以下のものに かぎ 限ります。分度器を含みま す。金属製は不可
	ふで い 筆入れ	1	○	○	○	みと ばあい かぎ 認められた場合に限りま す。
	しよるいせいり 書類整理に ひつよう ぶんぼうぐ 必要な文房具	ひつようすう 必要数	○	○		しんぱんとう ひつよう みと 審判等のため必要と認めら れる場合に限りま す。ばあい かぎ 板目紙、とじひも、インデ ックス、付箋、ファイル等 を含みます（所長が認めた ものに限りま す。）。
	かくしゅきょうざい 各種教材	ひつようすう 必要数	○	○		つうしんきょういくきょうざい がくしゅよう 通信教育教材と学習用 きょうざい かぎ 教材に限りま す。
	じゅず 数珠	1	○	○		しゅうきょうじょうひつよう みと 宗教上必要があると認め られる場合で、直径15cm 以内に限りま す。

	ひんもく 品目	すうりよう 数量	けいゆう 携有	さしいれ 差入	こうにゅう 購入	てきよう 摘要
	ロザリオ	1	○	○		しゅうきょうじょうひつよう みと 宗教上必要があると認め られる場合で、直径15cm 以内 い ない かぎ に 限ります。
身体 装 着 品 しんたいそうちやくひん	てぶくろ 手袋	くみ 1組	○	○		とうき かぎ 冬季に限ります。軍手 ぐんて を 含 ふく みます。
	マスク	ひつようすう 必要数		○		いりようじょうひつよう みと <u>医療上必要</u> があると認めら れる場合に限ります。白色 で無地 むじ に限ります。 かぎ
補 正 器 具 等 ほせいきぐとう	めがね 眼鏡	ひつようすう 必要数	○	○		めがね めがねふ 眼鏡ケース、眼鏡拭き ふく を 含 ふく みます。
	ぎし 義歯	1	○			
	ほちようき 補聴器	1	○	○		でんち ふく 電池を含 ふく みます。
	ぎしあんていざい 義歯安定剤	1	○	○		さしい みかいふう 差入れは未開封のもの かぎ に 限ります。
	ぎしせんじょうざい 義歯洗浄剤	1	○	○		さしい みかいふう 差入れは未開封のもの かぎ に 限ります。
	コンタクトレン ズ	ひつようすう 必要数	○	○		カラーコンタクトレンズは 不可 ふか
	コンタクトレ ンズ洗浄液・保 存液 せんじょうえき ほ ぞんえき	かく 各1	○	○	○	さしい みかいふう 差入れは未開封のもの かぎ に 限ります。
	コンタクトレ ンズ用ケース よう	1	○	○	○	
補 正 器 具 等 ほせいきぐとう	コルセット・サ ポーター等 とう	1	○	○		ひつよう みと 必要があると認められる 場合 ばあい に限ります。 かぎ
	かつら		○	○		ひつよう みと 必要があると認められる 場合 ばあい に限ります。 かぎ

	ひんもく 品目	すうりょう 数量	けいゆう 携有	さし入れ 差入	こうにゅう 購入	てきよう 摘要
通信用品等 つうしんひんぐんとう	ふうとう 封筒	40	○	○	○	いちじゅう かぎ 一重のものに限ります。
	びんせん 便箋	2	○	○	○	
	かきとめふうとう 書留封筒	1	○	○	○	げんきん ゆうそう さい しよう 現金を郵送する際に使用し ます。
	きって 切手	ひつようすう 必要数	○	○	○	しょくいん かんり 職員が管理します。
	はがき	ひつようすう 必要数	○	○	○	しょくいん かんり 職員が管理します。
	ゆうびんしょかん 郵便書簡	ひつようすう 必要数	○	○	○	しょくいん かんり 職員が管理します。
	いんし 印紙	ひつようすう 必要数	○	○	○	こべつこうにゅう かぎ ひつよう 個別購入に限ります。必要が あると認められる場合に限り ます。
	いんかん 印鑑	1	○	○	○	こべつこうにゅう かぎ ひつよう 個別購入に限ります。必要が あると認められる場合に限り ます。
書籍等 しょせきとう	しょせき ざっし ふく 書籍（雑誌を含 みます。）	10	○	○	○	さし い こうにゅう いち ど 差入れ、購入は一度につき 3冊までです。教科学習用 きょうざい まんが のぞ ひつよう 教材（漫画は除く。）は必要 すうみと きょしつない も 数認めます。居室内に持ち こ 込むときには、ブックカバ ー、帯は除きます。
	パンフレット・ めいし しゃしんとう 名刺・写真等の ぶんしょ と が 文書図画	10	○	○		しゃしん かんせい 写真は官製はがきサイズま でブリクラは不可

○ 当所での購入に限るとした品物で、当所で購入したことが判明した
場合は、携有物でも許可されることがあります。

○ 金属性の留め具は、持ち込めません。ただし、製本されている物は、
除きます。

- ブラトップが差し入れられた場合は、肌着とブラジャーの両方にカウントされます。
- 香りを発するものは、居室内で使用できないこともあります。

(5) 交付について

私物を家族などに引き取ってもらうことを「交付」と言います。 unnecessary なもの、保管に不便なもの、危険なものなどは、家族の人に引き取ってもらいますので、交付の手続をしましょう。

(6) 廃棄について

少年鑑別所に持ってきたものや、差し入れられたものなどのうち、 unnecessary となったものを捨てることを「廃棄」と言います。勝手に捨てたりせず、職員に捨てることを申し出てから、職員の指示に従いましょう。

(7) 私物の持ち込み制限

少年鑑別所の倉庫に保管できる私物の量には制限があります。部屋に持ち込んだもの、少年鑑別所に預けているものの合計が70リットルを超えた場合には、超えた分を家族などに引き取ってもらったり、廃棄の手続をしてもらったりすることがあります。

また、部屋の中に持ち込める私物の量にも制限があります。整理棚に保管しきれないもの（40リットルを超える分）は少年鑑別所で預かりますので、申し出ましょう。

落下等防止のため、居室内の整理棚上段に置く場合、高さ40cm以下になるようにしてください。

なお、保管に不便なもの、危険なものを含め、少年鑑別所に持ち込むことが不適當なものも、家族の方などに引き取ってもらったり、廃棄の手続をしてもらったりすることがあります。

8 お金の取扱い

入所時にお金を持ってきた人は、お金を少年鑑別所で預かります。お金の
差入れがあった場合にも、少年鑑別所で預かることになります。預けたお金
は少年鑑別所が責任をもって管理し、退所するときに渡します。

なお、少年鑑別所にいる間、預けたお金で日用品やお菓子などを購入
することができます。

9 図書・新聞

(1) 図書

少年鑑別所で読める図書には、①少年鑑別所の図書、②私物の図書の2種類があります。少年鑑別所の図書と私物の図書とにかかわらず、図書は大切に扱い、破ったり、書き込みをしたり、落書きをしたりしないようにしましょう。

- ① 少年鑑別所の図書（少年鑑別所に備えられている図書）には、娯楽用図書と教科学習用の図書の2種類があります。娯楽用の図書は、一度に5冊まで部屋の中で持つことができます。教科学習用の図書は、必要な冊数であれば、部屋に持ち込む数に制限はありません（漫画は除く。）。

- ② 図書を交換できるのは原則火曜日と木曜日です。

- ③ 私物の図書（入所時に持ち込んだ図書・差入れ図書・購入した図書）私物図書を読みたいときは、職員に申し出ましょう。

職員が私物の図書の内容を確認して、少年鑑別所の中で読める場合は、あなたに渡します。中身の検査に数日かかることがあります。

私物の図書のうち、娯楽用の図書（雑誌や漫画を含みます。）は、一度に10冊まで部屋に持つことができます。10冊を超えたら、私物の図書は少年鑑別所に預けることになります。教科学習用の図書（教科書、学習参考書など）は、必要な冊数であれば、部屋に持ち込む数に制限はありません（漫画は除く。）。

- ④ 読むことができない場合がある図書

- ア 少年鑑別所の落ち着いた生活を乱すような内容を含むもの
イ 非行や犯罪をそそのかすような内容を含むもの
ウ 健全な育成に害がある内容を含むもの
エ 鑑別の検査などに支障がある内容を含むもの

- ⑤ 図書の購入

自分で読みたい図書を自分のお金で購入することができます。第1日曜日と第3日曜日に希望を取ります。1回につき3冊まで購入することができます。あなたの手元に届くまでに、数日以上かかりますので、収容期間が短い人は受け付けられない場合があります。

なお、買った本の内容によっては、読むことができない場合があります。

す。また、本^{ほん}についている付録等^{ふろくとう}は原則^{げんそく}部屋^へには持ち込^もめません。

(2) 新聞^{しんぶん}

休刊日^{きゅうかん び}を除^{のぞ}き、各部^{かく}屋^へに新聞^{しんぶん}を回覧^{かいらん}します。読^よめる時^じ間^{かん}は約^{やく}15分^{ふん}間^{かん}です。新聞^{しんぶん}が入^{はい}ったらすぐ^よに読^よみ始^{はじ}め、でき^はるだ^よけ早^よく読^よんで、読^よみ終^おえたら食器^{しょっき}口^{こう}に出^だします。みん^よなで読^よむもの^{らく}です^がので、落書^{らくが}きなどしな^{たい}いで、大^あ切^つに扱^あい^{つか}い^せま^つしょう。

新聞^{しんぶん}は自^じ分^{ぶん}のお金^{かね}で購^{こう}入^{にゅう}する^{こうにゅう}こと^{しんぶん}もでき^{じぶん}ます。購^{こう}入^{にゅう}した新聞^{しんぶん}は、自^じ分^{ぶん}の部^へ屋^やの中^{なか}に置^おいてお^おくこと^{どう}が^{しよ}でき^{こう}ます。当^{とう}所^{じょ}で購^{こう}入^{にゅう}でき^{しんぶん}る新聞^{しんぶん}は2種^{しゅるい}類^いあり^きま^{ほう}す。希^ば望^{あい}する^{もう}場^で合^では申^しし^でま^しょう。

(3) その他^た

自^じ分^{ぶん}で買^かった雑^ざ誌^{っし}や新聞^{しんぶん}を読^よみ終^おわ^おった^{はい}と^しきは、廃^{はい}棄^きする^{しよくいん}ので職^{しよくいん}員^{いん}に申^{もう}し^でま^しょう。た^もだ^もし、ど^もう^{かえ}し^{ひつ}ても持^もち^{かえ}帰^{ひつ}る^{よう}必^{しよくいん}要^{いん}が^{しよくいん}あ^{しよくいん}ると^{しよくいん}きは、職^{しよくいん}員^{いん}に申^{もう}し^で出^そて^う相^{そう}談^{だん}し^まし^ましょう。

外^{がい}国^{こく}語^ごの本^{ほん}や新聞^{しんぶん}を読^よむ^よと^{なか}きに、中^{なか}に書^かいてあ^{けん}る^さこ^{ひつ}とを^{よう}検^{けん}査^さする^{ひつ}必^{ひつ}要^{よう}が^{ひつ}あ^{ひつ}ると^{ひつ}きは、翻^{ほん}訳^{やく}（日^に本^{ほん}語^ごに訳^{やく}す^{がい}こ^ふと）を^ぎ外^{がい}部^ぶの業^ぎ者^{しや}に依^い頼^{らい}する^いこ^いとが^いあ^いります。こ^ひの^ひと^ひきの^ひ費^ひ用^{よう}は、外^{がい}国^{こく}語^ごの本^{ほん}や新聞^{しんぶん}を読^よむ^よこ^きとを^き希^き望^{ぼう}する^き人^{ひと}に負^ふ担^{たん}し^まて^まら^まう^まこ^まとが^まあ^まります。

10 宗教教誨

信仰している宗教・宗派の先生と話をしたい、又は話を聞いてみたいとおもったときには、少年鑑別所の中で、宗教の先生と話をすること（これを「宗教教誨」といいます。）ができます。

その希望がある場合には、職員に「宗教教誨を希望する。」と申し出ましょう。専用の申込用紙を渡します。

なお、希望を申し出る際には、次の注意事項をよく理解した上で、申し出るようにしましょう。

< 宗教教誨の注意事項 >

(1) 申出をしても、宗教の先生の都合等や審判日等の関係により、あなたの希望どおりに実施できない場合があります。

(2) 宗派の希望を聞くことはできますが、この宗教教誨は、あなたがふだんつき合いのある宗教の先生個人を指定することができるものではありません。あくまで、少年鑑別所が紹介する同じ宗教・宗派の先生と話をしてもらうことになります。

(3) 宗教教誨を受ける際には、宗教の先生に、あなたの個人情報（性別、年齢、今回の事件のことなど）を事前に伝えることがあります。ただし、宗教の先生が、あなたの個人情報をほかの人にもらすことはありません。

(4) 紹介することのできる宗教・宗派は次のとおりです。これ以外の宗教・宗派の宗教教誨を希望することはできません。

- ① 仏教
- ② キリスト教
- ③ 神道

(5) あなた以外にも同じ宗教・宗派の教誨を希望する人がいたときには、一緒に宗教教誨を行う場合があります。

1 1 面会

(1) 面会できる時間

面会ができる時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時（午後零時から午後1時までは面会できません。受付は午前8時30分から午後4時まで（午前11時から午後1時までは受付していません。））です。面会時間は1回30分ですが、面会件数が多いなどの理由で時間が短縮されることもあります。面会は原則として1日に1回です。ただし、1日のうち2回目となる面会でも、緊急かつ重要な用件があるなどの事情が認められた場合には、面会ができることがあります。土日や祝日、年末年始の休み期間はできません。

(2) 面会できる人

面会できるのは次のような人です。

<面会できる人>

- ① あなたの保護者
- ② あなたの親族（親せきや配偶者（妻や夫）、配偶者の家族などを言います。分からなければ職員に質問しましょう。）
- ③ 面会することが必要な人（例えば、結婚に関する手続、今回の事件だけに限らない裁判の手続、受験の手続や学校・勤め先に戻る準備など、身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のために来所した弁護士、公的機関の職員、学校関係者、職場の雇主など）
- ④ その他、少年鑑別所で面会する必要があると判断した人
ただし、これらに該当する人でも、面会が認められない場合があります。

(3) 面会の方法

面会は次のような手順で行います。

＜面会の方法＞

- ① 面会できる人が面会に訪れたら、職員がそのことを知らせに行きます。間違いがないように、面会者の名前や面会者とあなたの関係を確認します。面会者の確認ができれば面会室に入室します。
- ② 面会には、少年鑑別所の職員が立ち会います。
- ③ 1回の面会で会えるのは3人までです。面会者がお酒を飲んでいるときなどには面会はできません。
- ④ 面会中に面会者との間で物のやりとりや身体接触は原則としてできません。面会者から物を受け取る場合には差入れの手続が、面会者にものを渡すときには交付の手続が必要となりますが、その手続は面会が終了してから行います。

（４）面会を一時停止又は中止する場合

次のようなことがあったときは、面会を一時停止したり中止したりする場合があります。

- ① 面会者が身分をいつわって面会したことが分かったとき
- ② 面会での会話の内容が職員に理解できないとき
- ③ 事件の証拠を隠そうとするような会話があったとき
- ④ 非行や犯罪をそそのかすような発言が出たとき
- ⑤ 脅迫するなど、犯罪に当たるような行為を行ったとき
- ⑥ 少年鑑別所の落ち着いた生活を乱すような行為があったとき
- ⑦ あなたをひどく不安にさせるようなことを面会者がしたとき
- ⑧ 面会のルールや立ち会っている職員の指示に従わないとき
- ⑨ 面会者が面会室に撮影・通信機器や、危険物等を持ち込んでいたとき

（５）その他

外国語で面会をするときに、面会で話している内容を確認する必要があるときは、通訳（日本語に訳すこと）を外部の業者に依頼することがあります。このときの費用は、面会をする人に負担してもらうこともあります。

1 2 べんごしとうめんかい 弁護士等面会

べんごにん つきそいにん つきそいにん
弁護人や付添人、付添人になろうとする者との面会は、もの めんかい いっぱんめんかい こと
一般面会とは異な
つぎ て じゅん おこな
ります。次のような手順で行います。

めんかい ほうほう
＜面会の方法＞

- ① めんかいしゃ めんかい おとす しょくいん し い
面会者が面会に訪れたら、職員がそのことを知らせに行きます。その
まちが な まえ かくにん かくにん
ときに、間違いがないように、あなたの名前を確認します。確認ができ
つきそいにんめんかいしつ い どう
たら、付添人面会室に移動します。
- ② めんかい しょうねんかんべつしょ しょくいん た あ
面会には、少年鑑別所の職員は立ち会いません。
- ③ めんかいちゅう めんかいしゃ あいだ もの
面会中に面会者との間で物のやりとりをすることはできませんが、
はんせいぶん しゃざいぶん しんぱんしりょう ぶんしょう と ひつよう
反省文や謝罪文など、審判資料として文書等のやり取りをする必要があ
ばあい しょくいん もう で
る場合には、あらかじめ職員に申し出ましょう。

13 手紙など

(1) 手紙を出すとき

手紙を出すときは、切手やはがき、便箋、封筒などを使います。決してノートを破って便箋として使用しないようにしましょう。あなたの切手やはがき、郵便書簡は、職員が預かり保管します。手紙は毎日、5通まで出すことができます。110円切手1枚で発信できる手紙の重さは、50グラムまでです。

手紙の受付は午後5時30分に締め切ります。手紙を書き終えたときはすぐに提出しても構いません。

弁護士等に宛てた信書は、5通には含めません。また、弁護士等への手紙は、面会時に手渡すことができます。その場合には、事前に職員に預けてください。

手紙を出すために必要な切手等を持っていない人は職員に相談しましょう。

(2) 手紙の書き方

<手紙の書き方>

① 封筒やはがきの表に、相手の郵便番号、住所、氏名をボールペンで書きます。

② 封筒や郵便書簡の場合は、裏の左下に、はがきの場合は、表側の左下に、自分の名前と少年鑑別所の住所をボールペンで書きます。

③ 書き終えた手紙は、内容を職員が検査しますから、封筒の封をしないで、表を下にして食器口のところに置いておいてください。

手紙を書くときには次のルールを守ってください。内容が不適切な場合には、書き直しをしてもらうか、不適切な部分を消した上で発送する又は発送を差し止めることがあります。

しょうねんかんべつしょ じゅうしょ
少年鑑別所の住所は

〒590-0014 ^{さかいしさかい}堺市堺区田出井町8-30 ^{まちが}です。間違えないよ
うに書きましょう。「大阪少年鑑別所」は書きません。

(おもて表)

[illegible]

(裏)

△	堺市堺区田出井町8
△	△
△	△
△	△

(3) 手紙を書くときのルール

- ① ^よ読^めない字や^じ記号^{きごう}、^{あんごう}暗号^え及び^{ないう}絵^わなど^か内容が分からないことは書かない。
^{ほうりつ}ほうりつ ^{いはん}いはん ^{ひと}ひと ^{ほうりつ}ほうりつ ^{いはん}いはん ^{たす}たす
- ② 法律に違反したり、ほかの人が法律に違反するのを助けるようなこと
^かは書かない。
- ③ ^{しょうねんかんべつしょ}少年鑑別所^{なか}の中のきまりを^{やぶ}破^{しょうねんかんべつしょ}ったり、少年鑑別所^{なか}の中でのありもしな
^かいうそを書かない。
- ④ ^{あいて}相手を^{おど}脅したり、相手に^{あいて}嫌がらせ^{いや}をしたり、相手に^{あいて}損害^{そんがい}を与えるよう
^かなことは書かない。
- ⑤ ^{あいて}相手が^{ふかい}ひどく^{かん}不快に感じるようなことは書かない。^か事件の^{じけん}証拠^{しょうこ}を^{かく}隠す
^{ひと}ようなことを人に^{いらい}依頼しない。
- ⑥ ^{てがみ}手紙や^{ふうとう}封筒^{はんせいぶん}、反省文^{しゃざいぶん}、謝罪文^かを書き^{まちが}間違えたときは、^{ひつよう}必要がなくなっ
^{びんせん}た便箋や^{ようし}用紙^{ふうとうとう}、封筒等は^{しつない}室内の^{ばこ}ごみ箱^すに^{しょくいん}捨てず、職員^{もう}に^で申し出^{べつ}て別に
^{はいき}廃棄^{はい}してもらいましょう。
- ⑦ 同じ封筒に住所が違う相手の手紙を一緒に入れることはできません。
たとえば、母親に宛てた手紙の中に、友達に宛てた手紙を入れることは
できません。

(4) 手紙を受け取る時

手紙がきたら、職員が内容を確認してから渡します。内容が不適当なときは、渡せない場合があります。差出人（手紙を出した人）が分からない手紙も渡せないことがあります。渡せなかった手紙は、少年鑑別所で預かり、少年鑑別所を退所するときに渡します（場合によっては保護者の方などに渡すことがあります。）が、内容次第では退所のときであっても渡せない場合があります。

手紙の内容全体が不適当でなければ、一部を消した後、渡す場合があります。そのときも、消した部分はコピーにとり、退所するときに渡しますが、内容次第では退所のときであっても渡せない場合があります。

また、内容については問題なく渡すことができる手紙であっても、それが、次のようなものの場合は、あなたにその場で提示した後、すぐに荷物として保管することになります。

- ① 紙以外の物品にその内容が記載されたもの（例えば、下敷きなど）
- ② 音を発する仕組みのついたもの（メロディ電報ほかCDやDVDなど）
- ③ 香りを発するもの又は香りを発する仕組みがついたもの
- ④ 組み立てると別の物品になる仕組みのついたもの（例えば、模型などの付録）

(5) 急いで手紙を届けたい場合

ふつう府内に住んでいる人に手紙を出したときには、だいたい翌々日には宛先に届きますが、土曜日や日曜日、祝日が入るとその分、届くのが遅くなることがあります。急いで手紙を届けたい場合、手紙を速達で出すことができますので、そのことを職員に伝えて手紙を出す手続きをしましょう。このときには普通の郵便料金のほかに、速達料金が必要となります。

また、緊急に外の人と連絡を取りたいときには、職員に申し出てください。電報（原則として受付時間は平日の午前8時30分から午後5時まで）を利用することもできますが、これも電報料金が必要となります。

(6) その他

外国語で手紙のやり取りをするときに、中に書いてあることを検査する必要があるときは、翻訳（日本語に訳すこと）を外部の業者に依頼することがあります。このときの費用は、手紙をやり取りする人に負担してもらったこともあります。

14 でんわ 電話について

でんわ 電話によるつうしん 通信が許可された相手と通信できることがあります。
がいとう 該当する人には個別に説明します。

15 少年鑑別所の生活で苦情があるとき

あなたがこの少年鑑別所で生活している間に、不満や納得のいかないことが出てきて、「苦情を言いたい。」「納得できない。」などと思うようなことがあるかもしれません。

そのようなときのために、少年鑑別所では、救済の申出と苦情の申出の二つの方法を用意しています。

このうち苦情の申出は、監査官に申し出るものと、少年鑑別所長に申し出るものの2種類があります。ここでは、これらのやり方や、これらのことで知っておいてほしいことについて説明します。大切なことですので、よく読んでしっかり理解しておくようにしましょう。

(1) 救済の申出

この少年鑑別所の中で、あなたが受けた処遇について苦情があり、その措置を取り消してもらいたいときには、法務大臣に対して救済を申し出ることができます。

※ 「処遇」とは？

「処遇」とは、この少年鑑別所の中で、所長やその他の職員から、あなたが受けた様々な扱いのことをいいます。

「あなたが受けた処遇」には、ここにいるほかの人が受けた扱いのこと、ほかの少年鑑別所でのこと、これから受けるかもしれない扱いのこと、家庭裁判所調査官との間であったことや家庭裁判所の決定などは含みません。

< 救済の申出の方法 >

- ① 法務大臣に対して救済を申し出たい場合には、職員にそのことを伝えましょう。「申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入しましょう。
- ② その後、言いたいことを記入する「救済申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する封筒を渡します。
- ③ 「救済申出書」に必要なことを記入しましょう。記入は自分で行い、ほかの人に手伝わってもらうことはできません。

④ 「救済申出書」を書いてる途中で、調査や運動などで居室を出るときは、保管用封筒に入れて、机の中にしまいましょう。

⑤ 「救済申出書」を作成したら、職員に申し出ましょう。「救済の申出書」以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしましょう。このときに、封筒や切手は自分のものを使います。封筒や切手を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談しましょう。

宛先は「〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務大臣」です。

あなたが出した封筒は中身を開けず、そのまま法務大臣のところに届けられます。その後必要な手続きがとられ、結果があなたのところに伝えられます。

⑥ この法務大臣に対する救済の申出は、次のことに限り、あなたがこを退所した後も行うことができます。

ただし、退所した翌日から30日以内に限られますので、注意しましょう。

ア 外国語の図書、新聞紙の翻訳をするための費用を自分で払ったことについて苦情があるとき

イ 面会のときに通訳するための費用や、手紙を出したり受け取ったりするときに翻訳する費用を自分で払ったことについて苦情があるとき

ウ 差し止められた手紙や削除、抹消された手紙の一部分の写しを退所時に引き渡されなかったことについて苦情があるとき

エ 職員から力ずくで体を押さえられたり、手錠をかけられた場合や一般の部屋から保護用の部屋（保護室）に入れられたことについて苦情があるとき

救済の申出の手続きについて分からないことがあれば、相談を受ける職員（相談員）がいますので、相談したいことがある人は申し出ましょう。相談員は相談の内容の秘密を守りますので、安心して相談しましょう。

ただし、相談員の職員に、直接救済の申出等をすることはできません。

(2) 苦情の申出

苦情の申出は、あなたが受けた処遇について、苦情を申し出ることができる制度です。

苦情の申出は、審判日が近くなっても、退所までに処理が間に合わず、処理結果の説明を受けられないことがあります。

<監査官に対する苦情の申出の方法>

- ① 監査官に対する苦情の申出ができる日は限られています。監査官への苦情の申出ができる日が近づいたら事前に知らせます。
- ② 監査官に対する苦情の申出は、書面による方法と、直接面接をして伝える方法の2種類があります。監査官に対する苦情の申出をしたい場合は、職員にそのことを伝えましょう。「申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入しましょう。
- ③ 書面で行う場合は、あなたに、言いたいことを記入する「監査官苦情申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する封筒を渡します。
- ④ 「監査官苦情申出書」に必要なことを記入しましょう。記入は自分で行い、ほかの人に手伝ってもらうことはできません。
- ⑤ 「監査官苦情申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出るときは、保管用封筒に入れて、机の中にしまいましょう。
- ⑥ 「監査官苦情申出書」を作成したら、職員に申し出ましょう。苦情申出書以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしましょう。このときに、封筒は自分のものを使います。切手を貼る必要はありません。封筒を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談しましょう。

あなたが封をした封筒は中身を開けず、監査官のところに届けられます。

- ⑦ 監査官に直接会って、苦情を申し出の場合は、監査官との面接当日、監査官の面接の準備ができたときに声を掛けます。

- ⑧ 監査官に書面を提出したり、直接会って苦情を伝えと、監査官が
必要な調査などを行い、結果があなたのところに伝えられます。

＜少年鑑別所長に対する苦情の申出の方法＞

- ① 所長に対する苦情の申出は、書面による方法と、直接面接して伝える方法の2種類があります。所長に対する申出をしたい場合は、職員にそのことを伝えましょう。「申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入しましょう。
- ② 書面で行う場合は、あなたに、言いたいことを記入する「少年鑑別所長苦情申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する封筒を渡します。
- ③ 「少年鑑別所長苦情申出書」に必要なことを記入しましょう。記入は自分で行い、ほかの人に手伝ってもらうことはできません。
- ④ 「少年鑑別所長苦情申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出るときは、保管用封筒に入れて、机の中にしまいましょう。
- ⑤ 「少年鑑別所長苦情申出書」を作成したら、職員に申し出ましょう。苦情申出書以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしましょう。このときに、封筒は自分のものを使います。切手を貼る必要はありません。封筒を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談しましょう。
- あなたが出した封筒は中身を開けず、所長のところに届けられます。
- ⑥ 所長に直接会って、苦情を申し出る場合は、所長あるいは所長の指名した職員が話を聞きますので、準備ができたときに声を掛けます。また、必要に応じて、事前に言いたいことを紙に書いてもらうこともあります。
- ⑦ 所長に書面や直接会って苦情を伝えと、所長が必要な調査などを行います。
- ⑧ 調査が終わると、所長は、あなたが申し出た事実があったかどうか、事実があった場合にあなたが受けた処遇は正しかったと認めるかどうか、これから少年鑑別所が改善すべきことは何かなどについて決め

ます。その結果は、所長又は所長から指名を受けた職員があなたに伝え
ます。

(3) 注意点

(1) の救済の申出や(2) の苦情の申出をしたことによって、
家庭裁判所が不利な決定をすることはありません(そもそも、
家庭裁判所には申出の内容を伝えません。)。

「法務大臣に対する救済の申出」と「監査官に対する苦情の申出」
をした場合は、申出をしたことをあなたの保護者へ通知します。

処理結果(法務大臣や監査官の判断)は、保護者が通知を希望する
ときで、あなたが同意するときに保護者へ通知します。

また、職員があなたを不利益に取り扱うこと(例えば、職員が嫌が
らせをするなど)はありません。申出をすること自体は悪いことでは
ありませんので、申出をしたことで少年鑑別所があなたのことを悪く
評価することはありません。

16 職員に相談したいことがあったとき

あなたに悩みごとや困っていることがある場合、職員が分かる範囲で、個別に相談に応じますので、希望があれば申し出ましょう。また、少年鑑別所の職員に伝えておきたいことなどがある場合についても、個別に相談に応じますので、希望があれば申し出ましょう。

もしも、職員に相談を申し出たくても、直接に言い出しにくければ、希望があることを日記に書いてもいいです。

なお、あなたが申し出た時間や曜日によっては、すぐに応じるのが難しい場合もありますが、そのような場合も、できるだけ早く応じるよう努力しますので、遠慮することなく申し出ましょう。

17 生活する上で心がけること

この冊子の一番初めに「生活のきまり」を説明しました。それに加えて、健康的に気持ちよく生活するために、次の点についても、できるだけ心がけて生活しましょう。

- (1) 食事はきちんと食べ、健康に気をつけましょう。
- (2) 服装やみだしなみはきちんとし、だらしなくならないようにしましょう。
- (3) 部屋はきちんと掃除し、いつも清潔にしておきましょう。
- (4) トイレの後や食事の前には手を洗いましょう。
- (5) 自分の物や借りたものは、きちんと管理し、大切に使うようにしましょう。
- (6) 周りの人が嫌な思いをしないよう気を遣って生活を送りましょう。
- (7) 整理整頓に心がけましょう。
- (8) 言葉づかいや振るまいに注意して、礼儀正しくしましょう。
- (9) 体の具合が悪いときは、早めに職員に申し出るようにしましょう。

18 少年鑑別所視察委員会

少年鑑別所の運営の改善向上のため、少年鑑別所視察委員会が設置されています。

(1) 視察委員会

視察委員会は、弁護士や医師などの少年鑑別所の職員ではない第三者により構成されています。少年鑑別所の視察を行い、その運営に関し、少年鑑別所の長に意見を述べるものです。

(2) 委員による面接、意見や提案の提出

視察委員会の委員は、あなたと面接をすることができます。また、視察委員会に対し、あなたから意見や提案を書面で提出することもできます。面接を希望する場合や意見や提案を提出したい場合は、提案箱を入浴場付近に設置していますので、そこに投函しましょう。

なお、視察委員会の開催時期によっては、希望しても面接を実施することができない場合もあります。

※ GWや年末年始等以外で、入浴日が祝日と重なった場合には、入浴
日が翌日にずれ、入浴日がずれる直前の図書交換日に通常より多く
図書を借りることができます。入浴日がずれたことにより、入浴日と
図書交換日が重なった場合には、図書交換は行いません。また、図書交換
日が祝日と重なった場合には、祝日と重なった図書交換日の直前の
図書交換日に通常より多く図書を借りることができます。

2 1日の生活の流れ

少年鑑別所では、生活表に従って生活します。一週間の生活表は、1のとおりです。次に詳しく説明するので、しっかり覚えましょう。

(1) 起床 (午前7時)

朝7時に放送とチャイムで起床します。起床したら次のことに順番にとりかかりましょう。

- ① パジャマから部屋着に着替える。
- ② 布団をたたむ。
- ③ 洗面をする。

(2) 朝の点呼 (午前7時10分)

「点呼」の号令がかかったら、廊下側に向かって、部屋の中央に座ります。朝の点呼では、「おはようございます。」と挨拶しましょう。点呼後に診察や日用品の給与の希望等も聞きます。自分の部屋の点呼が終わっても、「点呼終了。」の号令がかかるまで、静かにそのまま待ちましょう。

(3) 食事 (朝：午前7時30分 昼：午前11時30分 夕：午後4時50分)

食事の前は、机の上を片付けて、黄色いふきんできれいにふきましよう。また、食器口は食事を受け取る前、食器を返した後の2回、黄色いふきんできれいにします。また、ひざ掛け毛布は、食事中は使えませんが、片付けましょう。

食事を食べる前に、「いただきます。」と挨拶をしましょう。食べ終わったら、「ごちそうさまでした。」と挨拶をしましょう。

食事の前には、手洗いやうがいをしましょう。また、食事がすんだら、歯を磨くようにしましょう。

食事のとき以外は、箸は箸箱に入れて、食器口に置きましょう。

(4) 清掃 (午前8時30分)

部屋に備え付けてあるほうきやちりとりで床をはき、そうきんで机や棚などをふき、室内の隅々まできれいに掃除をします。清掃中は、窓をあけて空気の入れ換えをしましょう。

(5) 点検

点検は、部屋の清掃状況、衣類や日用品の整頓の様子を職員が確認するものです。点検の前に、部屋の中を整理整頓しておきましょう。点検の際には一度、部屋を出てもらいますので、点検が済むまでの間は、廊下で静かに待ちましょう。

※ 点検の後には、点呼、入浴、面接、調査、面会などがあります。その都度、職員が声を掛けますので、指示に従いましょう。

(6) 安静時間 (平日午後0時～午後0時30分 休日午後0時15分～午後1時)

安静時間は、横になって休むことができる時間です。静かに過ごしましょう。また、布団や机の上に足を乗せてはいけません。横になるときに使えるのは、枕、タオルケット(タオルケットの上に毛布も可)です。

※ 安静時間の後は、運動、入浴、面会、調査などが午前中と同じようにあります。その都度、職員が声を掛けますので、指示に従いましょう。

(7) 自発学習・内省・日記記入 (午後5時30分～午後7時)

夕食がすんだら、午後5時30分から自発学習の時間になります。時間をうまく利用して、できるだけ学習に取り組みましょう。その後、一日を振り返る時間として内省の放送が流れます。取り組む人は廊下側に向かって、部屋の中央に座り、姿勢を正して静かに目を閉じ、一日を振り返りましょう。続いて、日記を書き、食器口に提出します。日記記入の時間が終了するとオリエンテーション放送があります。その後、読書や学習などをして過ごします。日記記入や学習が終わり、筆箱を使わない人は、食器口に置きましょう。

(8) テレビ視聴（午後7時～午後8時45分）

午後7時から午後7時15分まではニュース視聴、午後7時15分から午後8時45分までは、テレビ番組を見ることができます。ほかの人の迷惑になる行為（大きな音や笑い声、歌を歌う）はやめましょう。

(9) 就寝準備（午後8時45分）

テレビ視聴が終了すると午後8時45分に就寝準備（寝るしたく）の放送があります。

①洗面・歯磨き、②着替え、③布団の準備等を済ませましょう。

就寝準備が終わると、就寝前の点呼があります。廊下側に向かって、敷布団の上に座り、「おやすみなさい。」と挨拶をしましょう。点呼が終了すると仮就寝の時間になります。横になってかまいません。

(10) 就寝（午後9時）

布団に入って休みましょう。頭まで布団をかぶって寝ないようにしましょう。この時間から起床の時間まで、おしゃべりはもちろん読書をしたり、トイレ以外で起き出したりすることはできません。布団は、扉側から50cmほど離して、枕が廊下側に来るように敷きましょう。また、タオルは二つともタオル掛けに掛けておくようにしましょう。

3 日記・ノート

(1) 日記

日記は、思ったこと、考えたこと、心配ごとや悩みごと、職員に相談したいことなどを自由に書きましょう。ほかの人に見せたり、ほかの人の日記を見たりしないこと。記入が終わったら、食器口に提出します。共同室の人は、日記記入の時間はできるだけ立ち歩かないようにしましょう。

日記は、少年鑑別所を出るときに回収します。持ち帰ることはできません。

(2) ノート

当所から1冊貸与しますが、入所時に持ち込んだもの、差し入れられたり購入したりした私物のノートを使うこともできます。私物のノートであっても、破ることはできません。検査のために、出すように言われたときは出しましょう。

私物のノートは、少年鑑別所を出るときに、持ち帰ることができますが、少年鑑別所の建物内部のこと、少年鑑別所の中で知り合った人の連絡先を記載してはいけません。

4 さいがいじ こうどう 災害時の行動

おおさかしょうねんかんべつしょ たいか たいしんこうそう かさい じしん しんぱい
大阪少年鑑別所は、耐火・耐震構造になっているので、火災や地震でも心配はありません。しよくいん しじだ 職員が指示を出しますので、あわてず、さわがず、おちついて従いましょう。

さいがいじ へ や そな つ ぼうさいすきん
災害時は、部屋に備え付けている防災頭巾をかぶります。

5 国民年金（公的年金）制度について

わが国の平均寿命は世界一の水準に達しています。また、核家族や就業形態の変化などの大きな社会構造の変化により、個人の貯蓄はもとより子供による私的な扶養だけで老後の生活を送ることが難しくなってきました。公的年金制度は、このような状況の中で、長い老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支えていく仕組みが必要であるという考えのもとで形成されてきた制度です。もし、公的年金制度がなかったらどうなるでしょう？現役世代は、自分の子供を育てつつ、両親に仕送りして、自分の老後の蓄えも行う必要が生じてきます。

わが国の年金制度は、従来サラリーマンを対象とする厚生年金、公務員を対象とする共済年金、自営業者などを対象とする国民年金というように分立していました。しかし分立した制度体系のままでは、財政基盤が不安定になり、長期的安定が図れません。また、加入している制度により給付や負担に不公平が生じるおそれがあります。そのため、昭和60年の法律改正により、国民年金の運用の範囲が全ての国民に拡大されました。簡単に言うと…

「国民年金制度とは、年老いたり、障害や死亡によって、国民の生活安定が損なわれないよう、国民が連帯してお金を出し合い、国民全体の生活を維持することを目的とした制度です。」

ということなのです。では、次に加算者にはどんな種類があるのか見ていきましょう。

（1）加入者の種類

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金保険に入ることを義務付けられています。

加入者（被保険者）の種類は以下のとおりです。

種類	説明	保険料の支払い方法
第1号	日本国内に住所を持つ20歳以上60歳未満の、自営業者・農業や漁業に従事している人・学生など	自分で全額支払う。

だい 2 号 第 2 号	こうむいん かいしゃづと 公務員や会社勤めのサラリーマン (65 歳未満)	かいしゃ きゅうよ さ 会社の給与から差し 引かれる。
だい 3 号 第 3 号	だい 2 号被保険者に扶養される、20 歳 以上 60 歳未満の配偶者	しはら 支払わなくてよい。

(2) 年金の種類

現在の年金の種類は 3 種類に分かれています。年金というと「お年寄りのためのもの」と思ってしまいがちですが、若い人にとっても意外と身近なものです。

しゅるい 種類	せつ 明 説
ろうれいきそねんきん 老齢基礎年金	げんそく さい さい しはら ねんきん 原則 65 歳になった際に支払われる年金
しょうがいきそねんきん 障害基礎年金	びょうき しょうがい のこ しはら 病気やけがで障害が残ったときに支払われる 年金
いぞくきそねんきん 遺族基礎年金	せいけい い じ ひと いっか はたら て しほ 生計を維持していた人(一家の働き手)が死亡し たときの遺族に支払われる年金

老後の生活実態を見ても、公的年金や恩給を受給している高齢者世帯の 63.5% の世帯が公的年金や恩給のみで生活しています。公的年金は、老後生活の主要な柱として暮らしを支える大きな力となっているのです。

年金は保険料を支払っている期間(基本的には 25 年以上)が不足していると、支給されない場合があります。そのため、定職に就かないで若いうちから保険料を支払わないと、将来年老いたときや重い障害を負った場合に年金を給付されず生活に困ることになります。納付期限までに払うことができなくても、期限から 2 年以内であれば支払うことができます。

6 選挙（不在者投票）について

公職選挙法が改正され、平成28年6月19日から選挙で投票できる人の年齢が満20歳から満18歳に引き下げられました。しかし、選挙権はあるのに大阪少年鑑別所にいるので選挙で投票できないという人もいます。そこで、そういう人たちのために、大阪少年鑑別所の中で投票できるという制度があります。それを不在者投票といいます。これからその制度についての説明をします。

まず、選挙で投票できる人（選挙人）について説明します。選挙で、投票するためには、次にあげる条件が備わっていなければなりません。

一つ目は、国会議員の選挙で、選挙日当日までに満18歳以上の日本国民であること

二つ目は、地方公共団体（都道府県や市町村）の議会議員や長の選挙で、選挙の日当日までに満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上同じ市町村に住んでいること

です。

また、禁錮刑以上の刑（執行猶予中の者を除く。）に処せられ、その執行が終わっていないことや、選挙犯罪等により刑に処せられ、選挙権を停止されている人は選挙で、投票することはできません。

1 投票できる選挙の種類

- (1) 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙（補欠選挙・再選挙を含む。以下、(2)から(4)の選挙も同じです。）
- (2) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
- (3) 最高裁判所裁判官国民審査
- (4) 日本国憲法第95条の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法制定の投票
- (5) 日本国憲法第96条の規定による日本国憲法の改正についての国民審査（憲法の改正手続）
- (6) 地方自治法第76条第3項の規定による地方公共団体の議会の解散請求に伴う投票

(7) ちほうじちほうだい じょうだい こう どうほうだい じょうだい こう きてい ちほう
公共団体の議会の議員、長の解職請求に伴う投票
しゅうぎいんぎいんそうせんきょ さんぎいんぎいんつうじょうせんきょ こっかいぎいん せんきょ おおさかふ
※衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙などの国会議員の選挙、大阪府
さかいし ぎかい ぎいんおよ ちょう せんきょ さいこうさいばんしよさいばんかんこくみんしんさ
や堺市の議会の議員及び長の選挙、最高裁判所裁判官国民審査などは、そ
つとし いがい せんきょ ふざいしゃとうひょう きほう
の都度知らせますが、それ以外の選挙において不在者投票の希望があれば、
もうで
申し出ましょう。

2 せんきょにんめいぼ 選挙人名簿

せんきょにん せんきょ とうひょう ひと げんそく せんきょにんめいぼ とうろく しく
選挙人(選挙で投票する人)は、原則、選挙人名簿に登録されている市区
ちょうそん してい う ばしよ とうひょう げんざいおおさかしょうねん
町村の指定を受けた場所で投票をします。しかし、あなたは現在大阪少年
かんべつしよ せんきょ せんきょにんめいぼ
鑑別所にいるので選挙ができません。したがって、あなたが選挙人名簿に
ぞく しく ちょうそん せんきょかんりいいんかい とうひょうようしとう せいぎゅう
属する市区町村の選挙管理委員会に投票用紙等を請求しなければなりま
せん。これについては、次の3で説明します。

3 てつづき ほうほう 手続の方法

- (1) せんきょにんほんにん じしん せんきょにんめいぼ とうろく しく ちょうそん
(1) 選挙人本人(あなた自身)が、選挙人名簿に登録されている市区町村
せんきょかんりいいんかい いいんちょう ふざいしゃとうひょう とうひょうようし ふうとう こうふ
の選挙管理委員会の委員長に不在者投票の投票用紙や封筒の交付を
ちやくせつせいぎゅう
直接請求する。
- (2) おおさかしょうねんかんべつしよ いらい ねが せんきょにんめいぼ とうさい
(2) 大阪少年鑑別所に依頼(お願い)して、あなたが選挙人名簿に登載さ
しく ちょうそん せんきょかんりいいんかい いいんちょう ふざいしゃとうひょう ようし
れている市区町村の選挙管理委員会の委員長に不在者投票の用紙や
ふうとう こうふ せいぎゅう
封筒の交付を請求する。
- ふた ほうほう ぐたいてき てつづき つ ど せつめい
の二つの方法があります。具体的な手続については、その都度説明しま
わ しょういん たず
すが、分からないことがあれば職員に尋ねましょう。